神奈川県動物愛護管理推進計画

(平成26年度~平成35年度)

- 人と動物との調和のとれた共生をめざして -

平成26年3月神奈川県

目次

第1		動物麵	受護管理推進計画改定の考え方	1			
	1	これ	までの取組みと改定の趣旨	1			
	2	計画	期間	1			
第2		計画の	の施策展開	2			
	1	施策	展開の視点	2			
	2	視点	を踏まえた施策	3			
	3	計画	の主体とその役割	3			
第3		施策	別取組み	8			
	施统	策 1	動物愛護管理に関する普及啓発	10			
	施统	策 2	動物の収容数減少への取組み	12			
	施	策 3	動物の返還・譲渡の推進	1 6			
	施统	策 4	所有明示の推進	19			
	施策 5		動物による危害や迷惑の防止	21			
	施策 6		遺棄・虐待防止の取組み	23			
	施策 7		動物取扱業の適正化	25			
	施	策 8	実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進	27			
	施统	策 9	人と動物の共通感染症への取組み	29			
	施统	策10	災害時対策	31			
	施统	策11	人材育成	33			
	施領	策12	調査研究の推進	3 4			
第4		計画	の推進	35			
	1	計画	の周知	35			
	2	市町	村との連携の推進	35			
	3	関係団体等との連携の推進					
	4	県及	び保健所設置五市の取組み	3 5 3 5			
	5	県民	の意見反映	35			
	6	施策	の進捗状況の検証と計画の見直し	35			
参	考資	資料	用語集	36			

第1 動物愛護管理推進計画改定の考え方

1 これまでの取組みと改定の趣旨

神奈川県動物愛護管理推進計画(以下「計画」という。)は、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現に向けて、動物愛護管理行政を独自に推進している横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び藤沢市(以下「保健所設置五市」という。)と県が中心となって取り組む計画として、平成20年3月に策定しました。

これまで、この計画に沿って、動物愛護思想の普及啓発や動物の収容数 の減少及び返還・譲渡の推進等による動物の致死処分数の減少のための取組 み、動物による迷惑防止対策や災害時対策等を進めてきました。

計画策定後、計画の見直しを行う目途としていた5年が経過し、策定時から変化した動物を取り巻く状況や、これまでの県及び保健所設置五市の施策の取組み状況を踏まえ、平成24年9月に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下「動物愛護管理法」という。)や、平成25年8月に改正された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に沿って、計画の見直しを行いました。

なお、計画については、定期的に施策の進捗状況や方向性を検証し、見 直しを行うこととしました。

2 計画期間

計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。

第2 計画の施策展開

1 施策展開の視点

3つの視点を踏まえ、施策を展開します。

視点1 県民共通の理解の醸成

動物愛護管理に関する活動は、古い歴史を有し、多くの貢献をしてきましたが、県民共通の理解の形成にまでは至っていないのが現状です。

今後も、多くの県民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促すことができる施策を、学校、地域、家庭等において展開していきます。

視点2 長期的展望に立った総合的・体系的アプローチ

動物愛護管理に関する施策の対象となる動物は、人が占有する哺乳類、鳥類及び爬虫類が対象とされており、その施策の分野は、普及啓発、適正飼養の推進、感染症予防等、広範囲にわたります。

また、動物愛護管理に関する問題は、ライフスタイルや価値観に深く関わるという性質を有しており、一律的又は性急な対応は効果的でないため、長期的展望に立って総合的かつ体系的に取り組みます。

視点3 関係者間の協働関係の構築及び基盤強化

動物愛護管理に関する施策の展開を図っていくためには、県及び 保健所設置五市を含む市町村、動物取扱業者、獣医師、動物愛護推 進員、ボランティア、関係団体、教育機関等の適切な役割分担のも とに、ネットワークをさらに緊密なものとする必要があります。

また、県及び保健所設置五市の連携、関係団体等との協働及び動物愛護管理法第39条に規定される動物愛護管理推進協議会の開催を通じ、施策の推進を図ります。

2 視点を踏まえた施策

3つの視点を踏まえ、12の施策に取り組みます。

施策1 動物愛護管理に関する普及啓発

施策2 動物の収容数減少への取組み

施策3 動物の返還・譲渡の推進

施策4 所有明示の推進

施策 5 動物による危害や迷惑の防止

施策6 遺棄・虐待防止の取組み

施策 7 動物取扱業の適正化

施策8 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

施策9 人と動物の共通感染症への取組み

施策10 災害時対策

施策11 人材育成

施策12 調査研究の推進

3 計画の主体とその役割

各主体が、それぞれの役割のもとに動物愛護管理に関する取組みを推進 します。

県及び保健所設置五市の役割

県及び保健所設置五市が主体となり実施している事業には、動物の捕獲・収容・返還・譲渡、苦情・相談対応、動物取扱業の登録・届出・監視指導、特定動物の飼養保管許可・監視指導、動物愛護管理に関する普及啓発、人と動物の共通感染症対策、動物の災害時対策等があり、その範囲は多岐にわたります。

動物愛護管理行政を担う機関として、県動物保護センター、横浜市動物愛護センター、川崎市動物愛護センター及び横須賀市動物愛護センター(以下、これらを総称して「センター」という。)並びに県保健福祉事務所、横浜市福祉保健センター、川崎市保健福祉センター、相模原市保健所、横須賀市保健所及び藤沢市保健所(以下「保健所等」という。)が情報の集約と発信について重要な役割を担っています。

また、市町村や関係団体の他、地域における動物愛護管理の担い手等の活動を支援するなど、計画を推進する上で中心的な役割を果たします。

市町村の役割

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものであり、 課題解決のためには、それぞれの地域の実情に応じた対応が必要となり ます。

このような状況の中で、市町村には、狂犬病予防法に基づく犬の登録 や注射済票の交付等の事務、地域に密着した動物愛護管理に関する普及 啓発などの重要な役割があります。

また、災害時に備え、避難所における動物のためのスペースを確保する他、給餌、清掃等に関するルールを決めておく必要があります。

飼い主の役割

飼い主には、法令を遵守し、動物の生態、習性、生理に応じて、動物 を生涯にわたり適正に飼養する責任を果たすことが求められます。

そのためには、飼い始める前に、自身の管理下で適正に飼養できる種類であるかを考え、その動物種の寿命や成体になったときの大きさ、性格、餌の種類や量などの特性を理解し、飼養に要する経費、繁殖を望まない場合の措置、家族のうち誰が中心となって世話をするかなどについても十分検討し、飼養環境を整えておく必要があります。

また、災害時に備えた動物のしつけや餌などの備蓄等は、飼い主が動物を守るために必要なことです。さらに、地域社会のルールを遵守し、飼養動物が地域に受け入れられるよう、主体的に行動することにより、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた重要な役割を担うことが求められます。

動物取扱業者の役割

動物取扱業者は、県民に動物を提供するという役割を担っているとともに、 飼い主と動物がよきパートナーとなるようにサポートする役割も求められま す。

このため、動物愛護管理法では、動物取扱業者に対して、施設の適正な維持管理や動物の適正な取扱い、購入者・譲受者に対する動物の取扱いに関する重要事項の説明、取引状況の記録やその保管等について、確実に実施することを求めています。

県民の役割

動物に対して抱く感情は人それぞれ違いがあるため、動物を愛護すべきと考える人と、動物に対して苦手意識を持つ人等がいます。そこで、県民には我慢や対立ではなく、互いの意見を尊重し、相互理解を 進めることが求められます。

獣医師の役割

獣医師は、動物の生態、習性及び生理に関する知識が豊富であり、疾病、 けがの予防や治療に携わるだけでなく、人と動物の共通感染症の予防等を通 して、人と動物が共生できる環境を築くことができる立場にあります。

また、動物や、その飼い主と身近に接することから、動物の繁殖制限措置などの適正飼養や動物の感染症等についての正しい知識の普及啓発、虐待等の疑いのある動物を発見した際の通報等を行うことが求められます。

動物愛護推進員の役割

動物愛護に熱意と知識を有する県民の中から知事等により委嘱される動物愛護推進員には、地域における動物愛護の中心的な役割を果たすことが期待されています。

具体的には、動物愛護管理に関する普及啓発、住民の求めに応じた動物の繁殖制限等に関する助言、動物の所有者の求めに応じた譲渡のあっせんやその他の必要な支援、動物の愛護と適正な飼養の推進のための施策への協力、災害時における動物の避難、保護等に関する施策への協力を行うことが求められます。

ボランティア、関係団体、教育機関等の役割

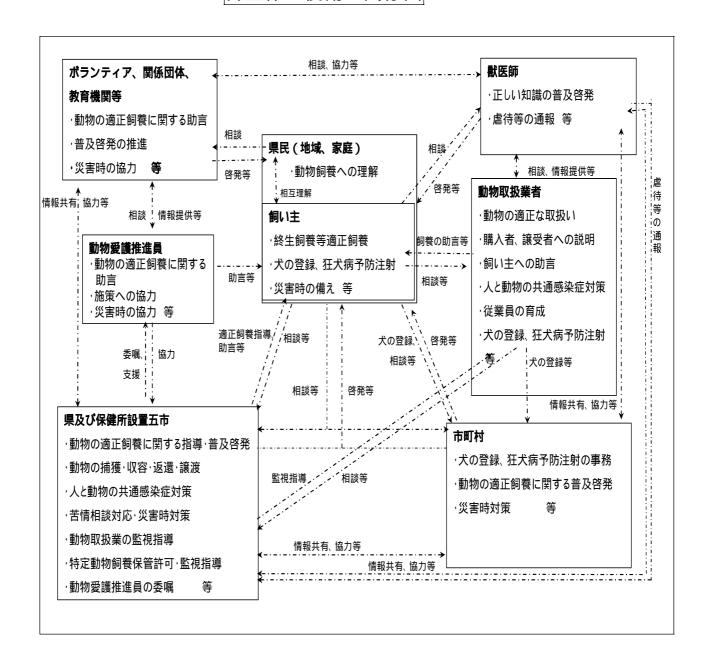
ボランティアの役割の多くは、動物愛護推進員の役割と共通しています。

動物愛護団体や獣医師の団体には、動物愛護管理に関する施策への協力や独自事業の実施を通して、県及び保健所設置五市を含む市町村のパートナーとして、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた推進力となることが期待されます。

小学校等では、動物愛護思想の普及啓発や動物の適正飼養などについての教育を行うことが求められます。

獣医畜産系大学等には、人と動物の共通感染症や動物生態学、動物行動学などの調査研究の推進を図ることが求められます。

各主体の役割と関係図



第3 施策別取組み

計画では、施策展開の3つの視点を踏まえ、12の施策に取り組むことにより、次に掲げる5年後及び10年後の数値指標の達成を目指します。

<	5年後及び1	0年後の数値指標>
•	3 4 16 12 17 1	

15 日	数值	H24年度実績	
項目	5 年後 (H30年度)	10年後(нз5年度)	日24千及美額
犬・猫の収容数	20%の減少	32%の減少	5,304 頭
犬の返還・譲渡率	87%に増加	90%に増加	85.1%
猫の譲渡率	40%に増加	45%に増加	28.3%
動物の致死処分数	25%の減少	35%の減少	3,033 頭(匹、羽)
動物の苦情件数	20%の減少	25%の減少	15,267 件

- * 犬・猫の収容数、動物の致死処分数及び動物の苦情件数については、平成24年度実績対比 指標とする数値については、経年データから算出した推定値をもとに、これ までの取組み状況及び今後の施策の推進により期待される効果を考慮して設定 しました。
 - ・ 「犬・猫の収容数」については、その減少に向けて取り組む施策が長期 的展望に立ったものであるため、5年後の指標は、推定値と同等としまし たが、10年後の指標は推定値よりさらに減らす設定としました。
 - ・ 「犬の返還・譲渡率」については、引取り数減少の取組みの推進により、 譲渡に適さない犬(凶暴、老齢、病気等)の割合が高まることを考慮し、 5年後、10年後ともに、指標を推定値より低く設定しました。
 - ・ 「猫の譲渡率」については、県が平成25年9月から譲渡費用を廃止した ことに伴う譲渡数の増加を考慮し、5年後、10年後ともに、指標を推定値 より高く設定しました。
 - ・ 「動物の致死処分数」については、5年後、10年後ともに、指標を推定値と同等に設定しました。

・ 「動物の苦情件数」については、5年後、10年後ともに、指標を推定値と同等に設定しました。

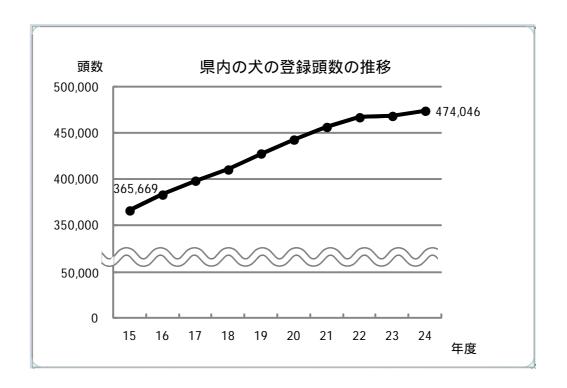
施策1 動物愛護管理に関する普及啓発

現状

近年、犬や猫の飼養数は増加の傾向にあります。

一方で、動物による人への危害や迷惑の防止等、生活環境の保全の面から飼い主の自覚と責任ある飼養を求める声もあります。

動物愛護管理の基本的考え方は、動物の命を尊重するという「すべての 人を対象とする動物愛護」と、動物に起因する迷惑の防止などの「飼い主 等を対象とする適正飼養」の二面に分けられます。これらを推進する上で 県や保健所設置五市、関係団体等の果たす役割は大きく、これまでの動物 愛護管理に関する普及啓発等の取組みにより、一定の成果を上げています。



課題

広く県民に動物愛護管理に関し、正しく理解してもらうことが必要です。 また、動物に対する関心は幼児期から芽生え、急速に成長することから、 この時期から適切な教育を行っていくことが必要です。

目標

幼児期からの動物とのふれあいなどの機会を通して、県民の動物愛護精神を涵養(かんよう)するとともに、終生飼養や繁殖制限など、飼い主の果たすべき役割について普及啓発することにより、適正飼養を確保し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します。

対 策

ア 動物愛護普及行事の実施

動物愛護管理法で定められた動物愛護週間(9月20日~26日)を 広く周知するとともに、動物愛護週間行事や各地の催事に併せて行う動物愛護事業の充実を図ります。

イ 適正飼養講習会等の開催

- (ア) 動物の終生飼養、繁殖制限、犬のしつけや猫の屋内飼養などの適正 飼養の普及啓発を目的とした講習会や相談会、教室を開催します。
- (イ) 県及び保健所設置五市においては、それぞれの事例に応じて普及啓発用資料を作成し、講習会等で活用するとともに、情報共有の観点から相互に活用します。

ウ 教育現場等での普及啓発の推進

- (ア) 保育所、幼稚園、小学校等において、成長過程に応じ、命の大切さ や動物を飼うことに伴う責任など、動物愛護に関する普及啓発を図り ます。
- (イ) 動物愛護推進員、獣医師、教育関係者等と連携し、総合的な動物愛 護管理に関する取組みを進めます。
- (ウ) 教育関係者等に対し、学校飼育動物を含めた動物全般の適正飼養に 関する情報提供を行います。

エ 広報媒体による普及啓発

インターネット、広報紙、リーフレット等を活用し、動物愛護管理に 関する普及啓発を図ります。

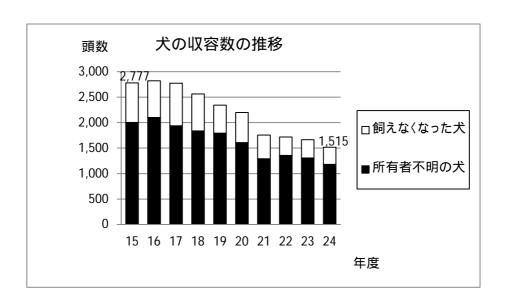
施策2 動物の収容数減少への取組み

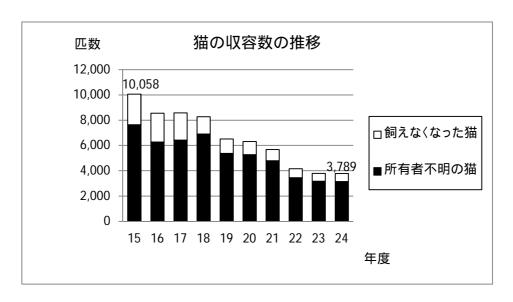
現状

飼えなくなった犬及び所有者不明の犬の収容数は、年々減少しています。 一方、飼えなくなった猫の収容数も年々減少していますが、飼えなくなった犬の収容数を上回っています。また、所有者不明の猫の収容数については年度により増減がみられますが、平成15年度から平成24年度の10年間で約60%減少しました。

また、うさぎ、にわとり、いえばと等の動物の収容数も年々減少しています。

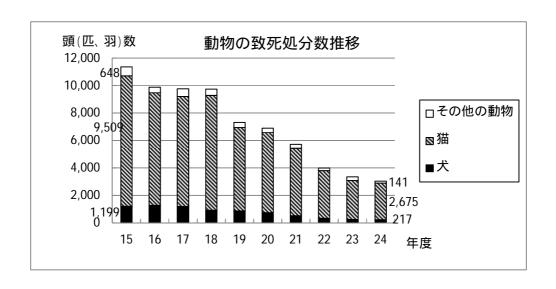
平成24年9月に改正された動物愛護管理法では、所有者から犬又は猫の引取りを求められた際、引取りを求める相応の事由がないと認められた場合には、都道府県等はその引取りを拒否することができると規定されました。





収容した犬については、飼い主への返還及び新たな飼い主への譲渡を推進する取組みにより、致死処分数は平成15年度から平成24年度の10年間で約80%減少しました。

収容した猫についても、新たな飼い主への譲渡を推進する取組みにより、 致死処分数は、平成15年度から平成24年度の10年間で約70%減少しま した。しかし、犬と比べて致死処分となる絶対数は多く、これは、収容さ れた猫の大半が、生まれて間もない幼猫であり、飼養や譲渡が困難である ためです。



負傷動物等の収容については、その大部分を猫が占めており、屋外飼養の猫や 飼い主のいない猫が、交通事故等により負傷する事例が多いことが考えられま す。

負傷等猫の収容数推移

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
負傷等猫の 収容数	2,088	1,731	1,756	1,246	1,060	1,040	1,051	982	1,113	1,128

課題

- ア 飼い主の都合で引き取られる犬や猫等がいることから、飼い主に終生 飼養の重要性を認識してもらうことが必要です。
- イ 飼い主の管理の不備が原因で動物が逸走し、収容されることが多いため、逸走を防ぐ対策を講じてもらうことが必要です。
- ウ 収容される所有者不明の猫については、幼猫が多いことから、その減少を図るため、みだりな繁殖を防止することが必要です。

目 標

収容される動物の数を減少させることにより、致死処分される動物の減少を目指します。

対策

- ア 動物の飼い主に対して、獣医師、動物愛護団体等との連携のもと、終 生飼養や繁殖制限措置のさらなる普及啓発を図ります。
- イ 動物が飼えなくなった場合には、飼い主自らが譲渡先を探すこと等に ついての指導を強化します。また、終生飼養の意味を繰り返し説明し、 動物が飼い主のもとで最期を迎えられるように指導します。
- ウ 動物を飼い始める前に、その動物の寿命や成体になったときの大きさなどの情報を収集し、最後まで飼えるかどうかを考え、飼う場合はあらかじめ飼養環境を整えておくことについて、動物取扱業者等を通して普

及啓発を図ります。

- エ 動物の飼い主に対し、逸走防止の方法について周知を図ります。
- オ 動物の飼い主に対する適正飼養講習会を引き続き実施し、終生飼養や 繁殖制限措置のさらなる普及啓発を図ります。
- カ ボランティア、関係団体等が実施する、飼い主のいない猫の避妊・去 勢手術の促進を図ります。

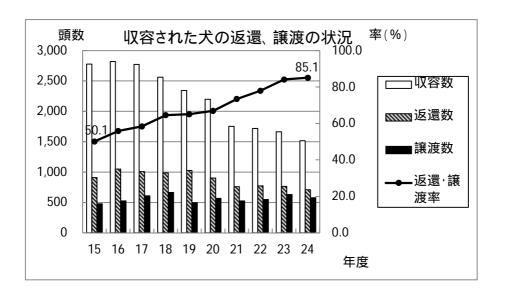
施策3 動物の返還・譲渡の推進

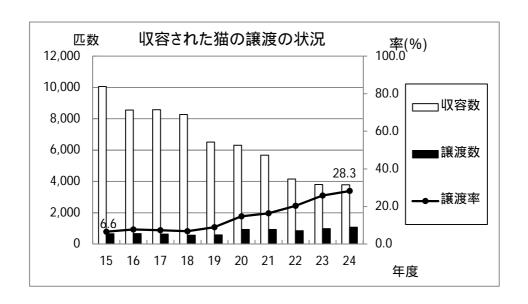
現状

県及び保健所設置五市を含む市町村では、所管する区域内において収容された動物の特徴を公示し、飼い主自らが探すことができるようにしています。

犬については、収容された犬の写真をインターネット上で公開するなどの取組みを行うことにより、犬の返還・譲渡率は年々向上し、平成24年度には約85%となっています。

猫については、譲渡率は平成15年度から平成24年度の10年間で、約30%に増加しましたが、犬に比べて少ないのが現状です。これは、収容された猫の大半は生まれて間もない幼猫であり、飼養や譲渡が困難であることによります。





課題

- ア 犬は予想以上に行動範囲が広く、飼養地を管轄するセンター以外のセンターに収容される場合があります。センター及び保健所等は、飼い主が容易に情報収集することができるよう、管轄区域内において収容されている動物だけでなく、管轄区域外で収容されている動物の情報についても、提供することが必要です。
- イ 収容された動物が速やかに返還されるよう、飼い主に所有明示を行ってもらう必要があります。
- ウ 収容された幼猫は、その飼養が難しいため譲渡が困難であることから、 幼猫の収容数を増やさないことが必要です。

目標

収容された動物が、一頭でも多く生存できるよう、動物の返還・譲渡の 推進を目指します。

対 策

ア インターネットによる収容動物情報の検索体制のさらなる充実を図ります。

- イ 狂犬病予防法に基づく鑑札(以下「鑑札」という。)の犬への装着、動物への迷子札やマイクロチップの装着などによる所有明示の徹底について飼い主への指導を強化します。
- ウ ボランティア、関係団体等との連携、譲渡体制の拡充により、さらなる譲渡の推進を図ります。
- エ 避妊・去勢手術等の繁殖制限措置の普及啓発を図ります。

施策4 所有明示の推進

現 状

犬については、鑑札を装着する義務がありますが、その装着率は十分とはいえません。また、狂犬病予防法に基づく登録そのものについても、徹底されていないのが現状です。

その他の動物についても、所有明示のために迷子札、マイクロチップ等 を装着する方法がありますが、その装着率は未だ低いのが現状です。

平成24年9月に改正された動物愛護管理法では、国は、販売される犬、 猫等にマイクロチップの装着を義務付けることに向けて検討し、必要な措 置を講ずると規定されました。

課題

- ア 犬については、飼い主に鑑札を確実に装着してもらうことが必要です。
- イ 所有明示の意義について、飼い主の理解を深めることが必要です。

目標

所有明示を推進することにより、動物の盗難、遺棄及び迷子の発生防止を図り、飼い主の元への返還率を高めるとともに、飼い主としての自覚を促します。

対 策

- ア 犬については、県、保健所設置五市を含む市町村、獣医師等が協力し、 狂犬病予防法に基づく登録及び鑑札装着の徹底を図ります。
- イ その他の動物についても、獣医師等との連携により、リーフレットやホームページ等で迷子札やマイクロチップ等による所有明示の重要性について普及啓発を図ります。
- ウ 動物の返還時や講習会等において、飼い主に所有明示の重要性を説明

します。

エ マイクロチップについては国等から情報収集し、また飼い主へは必要な情報の提供に努めます。

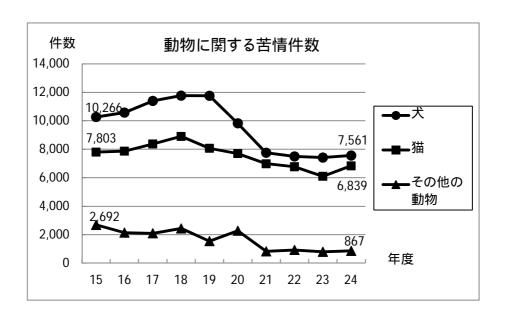
施策5 動物による危害や迷惑の防止

現 状

犬や猫などの動物を飼養する県民が増加の傾向にあるなか、不適正な飼養についての苦情や犬によるこう傷事故発生の届出等が未だ多く寄せられています。特に住宅の密集する都市部では、鳴き声、糞尿問題など、動物の飼養に関する苦情が多い傾向にあります。また、飼い主の管理能力を超えた、動物の多頭飼育に起因する問題もあります。

飼い主のいない猫に関する苦情も多く寄せられています。飼い主のいない猫に対する考え方には住民によって大きな隔たりがあるため、根本的解決に至らない事例が多くあります。(近年は動物愛護推進員等の協力により、解決した事例もあります。)

なお、人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれのある動物については、動物愛護管理法に定められた特定動物として、その飼養又は保管には許可を受けなければならないとされています。



課題

- ア 動物の飼い主に適正な飼養をしてもらうことが必要です。
- イ 飼い主のいない猫が、住民と調和をもって共生できるための取組みが 必要です。

目標

飼い主等に対し、動物の適正飼養についての周知徹底を図ることにより、 動物による危害や苦情件数の減少を目指します。

対 策

- ア 飼い主のいない猫の適正管理等についてのガイドラインを作成し、活用するとともに、地域における動物愛護管理の担い手の支援や、必要に応じた動物愛護推進員との連携により、地域での問題解決を図ります。
- イ 講習会の実施、飼い主や自治会への情報提供等を通じて、犬のしつけ や猫の屋内飼養等、動物の適正飼養の普及啓発を図ります。
- ウ 特定動物の飼い主に対しては、飼養保管許可の取得、施設基準の遵守、 逸走防止措置、所有明示等を確実に実施するよう指導します。
- エ 動物取扱業者に対しては、動物の販売・譲渡時には、購入者や譲受者 に対して飼養方法等の説明を行うよう、また、特定動物の仕入れ・販売 時には、仕入先や購入者の飼養保管許可の確認を行うよう指導します。
- オ 動物愛護管理法の対象とならない動物については、関係機関と協力し、 問題の解決に努めます。

施策6 遺棄・虐待防止の取組み

現状

安易な気持ちから飼養して飼いされなくなった動物や、避妊・去勢手 術等の繁殖制限措置を実施せずに増えてしまった動物を遺棄する事例が 未だなくならないのが現状です。遺棄された動物が国内の動物の生態系 を乱したり、こう傷事故等を起こしたり、苦情の原因となる可能性があ ります。

また虐待は、明らかに意図的に行われるもの以外に、飼い主の知識不 足による誤った飼養方法によるものもあり、いずれも人目につかないた め、多くは未然に防ぐことが難しい状況にあります。

平成24年9月に改正された動物愛護管理法では、獣医師が、世話をされずに放置される、暴力を受ける等の虐待を受けたと思われる動物を発見した際は、関係機関へ通報するよう努めることが規定されました。

課題

- ア 動物は命あるものという動物愛護思想を定着させることが必要です。
- イ 動物の生態、習性、生理等に関する知識の不足により飼養困難とならないように、動物を飼い始める前に、その動物の特性などの情報を収集し、飼養環境を整えることの重要性について理解してもらうことが必要です。

目標

動物愛護と適正飼養の普及啓発を図り、遺棄や虐待に関する問題の減少を目指します。

対 策

ア 動物取扱業者、獣医師、動物愛護団体等との連携のもと、県民に対し、

安易な気持ちで動物を飼い始めることのないよう、また、飼養する動物 の終生飼養及び繁殖制限措置が徹底されるよう、さらなる普及啓発を図 ります。

- イ 保育所、幼稚園、小学校等において、動物愛護に関する普及啓発を行 います。
- ウ 自治会、獣医師、ボランティア、動物愛護団体、動物愛護推進員等の協力を得て、遺棄・虐待の問題に取り組むとともに、遺棄・虐待の事例が発生した場合には、警察等と連携し、迅速かつ適切に対応します。

施策7 動物取扱業の適正化

現 状

動物取扱業者は、県民に動物を提供するという役割を担っているとともに、飼い主と動物がよきパートナーとなるようにサポートする役割も求められています。しかし、一部の動物取扱業者においては、動物の不適正な取扱い等がみられます。

平成24年9月に改正された動物愛護管理法では、従来の「動物取扱業」が「第一種動物取扱業」となり、営利を目的とせず、飼養施設を設置し動物の譲渡等を業として行う者に対して、新たに、「第二種動物取扱業」の届出が義務付けられました。

さらに、第一種動物取扱業者のうち、犬猫等の販売を行う者は「犬猫等販売業者」として新たに位置づけられ、犬猫等健康安全計画の策定等が義務付けられました。

年度		20	21	22	23	24
施設勢	数**	2,513	2,693	2,832	2,926	3,025
延べ施設数		3,288	3,502	3,709	3,793	3,764
	販売	1,227	1,283	1,343	1,314	1,227
	貸出し	87	95	95	94	86
営	保管	1,600	1,716	1,834	1,929	1,960
営業	訓練	293	315	335	351	387
別	展示	81	103	102	105	103
	競りあっせん業	ı	-	ı	-	1
	譲受飼養業	-	-	-	-	0

動物取扱業*施設数等の推移

^{* 「}動物取扱業」は平成25年9月1日以降、「第一種動物取扱業」に名称変更された。

^{* *} 営業種別を複数有する事業所があるため、施設数と営業種別の合計(延べ施設数)は一致しない。

課題

動物取扱業者によるより一層の自主管理の推進と、動物取扱業の登録等の制度の適正な運用が必要です。

目標

監視・指導や研修などを通じて、動物取扱業者の知識や技術の向上を図ることにより、動物の不適正な取扱い等を未然に防ぎます。

また、動物取扱業者に対し、購入者等への適正な説明や対応を指導します。

対 策

ア 動物取扱業者に対し、販売時や譲渡時の事前説明、動物の飼養保管、 施設の衛生管理、動物の輸送等の適正な実施についての指導を強化しま す。

犬猫等販売業者に対しては、新たに規定された事項が確実に実施されるよう指導します。

動物愛護管理法や狂犬病予防法等を遵守しない場合には、指導を行い、 改善がみられない場合には勧告、命令を行うなど、法令の規定に基づき 適正な措置を講じます。

- イ 動物取扱業者の知識や技術の向上
 - (ア) 動物取扱責任者に対して実施している、動物の飼養管理等に関する研修等を通じて、動物取扱業者に社会的役割と責任の自覚を促します。
 - (イ) 動物取扱業に対する信頼の向上と健全な発展のために、業界自らが主体となって実施する取組みに協力し、支援します。
 - (ウ) 動物取扱業者に対し、動物の取扱い、繁殖管理、従業員教育、記録の保管等について指導を行い、マニュアル等による自主管理の推進を図ります。

施策8 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

現 状

学術研究や畜産物の生産のために飼養されている実験動物や産業動物については、その目的に応じた適正な飼養を求められており、管理者等はその対策を講じています。

しかしながら、動物愛護管理の観点からの飼養実態については、十分に 把握されていないのが現状です。

平成25年8月に改正された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」では、災害時における産業動物の取扱いについて、情報共有を図りつつ関係省庁が協力して検討することとされました。

課題

実験動物や産業動物についても、動物愛護管理の観点から今後も飼養実態の把握に努めるとともに、管理者等に適正に飼養してもらうことが必要です。

目標

実験動物においては「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成25年8月30日環境省告示第84号。以下「実験動物の飼養保管等基準」という。)が、産業動物においては「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(平成25年8月30日環境省告示第85号)が定められていることから、関係団体等と連携を図り、これらの基準に基づき適正な飼養が行われることを目指します。

対 策

ア 実験動物に関しては、飼養施設における飼養状況や災害時対策等も含

めた自主的な指針等の整備状況を把握するとともに、「3 R*の原則」、 実験動物の飼養保管等基準の周知により、管理者による自主管理の推進 を図ります。

- イ 産業動物に関しては、関係団体等と連携し、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の周知徹底を図ります。また、災害時における取扱いについて関係機関と情報の共有を図ります。
- * 3 R:代替法の活用(Replacement) 使用数の削減(Reduction) 苦痛の軽減(Refinement)

施策9 人と動物の共通感染症への取組み

現状

動物の飼い主や動物取扱業者等に対し、動物に起因する感染症の予防に関する啓発指導を行うとともに、人と動物の共通感染症の発生又は発生の疑いがある場合には、発生施設等への立入検査を行い、拡大防止などの必要な措置を実施しています。

しかし、飼養動物からのパスツレラ症や猫ひっかき病等の感染事例は依然としてみられ、また、アジア諸国では現在でも狂犬病の発生が多数みられることから、これまで以上に人と動物の共通感染症の動向に注意を払うことが必要です。

課題

平常時から、人と動物の共通感染症に関する情報収集に努め、予防対策 を講じるとともに、発生時には迅速かつ的確な対応ができるよう体制を整備しておくことが必要です。

目標

人と動物の共通感染症の発生防止及び発生時の拡大防止を図ります。また、関係団体と連携し、発生時の体制の整備に努めます。

対策

- ア 獣医師や医療機関、教育機関等と連携し、動物の飼い主、動物取扱業者、保育所や幼稚園の子どもから大学生までを対象に、人と動物の共通 感染症の理解が深まるよう、講習会等を開催します。
- イ 人と動物の共通感染症の予防対策に資するため、平常時から海外にお ける発生状況等の情報を収集します。
- ウ 感染症発生時における感染拡大防止に必要な体制の整備等を図ります。特に、狂犬病については、予防注射の接種率の向上を図るとともに、

国内で犬等の狂犬病が発生した場合の対応マニュアルを作成します。

施策10 災害時対策

現 状

動物の災害時対策については、県及び保健所設置五市を含む市町村はそれぞれ対応を図っていますが、広域的な連携体制は整備されていない状況です。

また、東日本大震災の発生以降、動物の災害時対策について飼い主の関心が高まっています。

課題

- ア 地震、津波等の災害時においては、人と生活を共にしている動物も多大な被害を受けることが明らかであり、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、所有者不明の動物の収容、餌の確保、特定動物の逸走防止及び迅速かつ安全な捕獲等を行うことができる広域的な体制を整備することが必要です。
- イ 避難所等における動物の受け入れ体制を整備することが必要です。
- ウ 災害時に備え、飼い主や動物取扱業者に、日ごろの準備の重要性について理解してもらうことが必要です。

目標

動物の災害時対策の充実を目指します。

また、飼い主等に対しては、災害時のための準備を行うよう、普及啓発 を図ります。

対 策

- ア 災害時における体制の整備
 - (ア) 東日本大震災の経験を生かし、国が示した「災害時におけるペット の救護対策ガイドライン」を参考にし、次の体制を盛り込んだ動物の

災害時対策に関するマニュアル等を作成し、より具体的で実効性のある広域的な体制の整備を図ります。

- a 動物救護活動のための県、保健所設置五市を含む市町村、関係団体、動物愛護推進員、ボランティア等による相互支援協力体制
- b 逸走した動物による人への危害防止のための、関係機関との連携 体制
- (イ) 避難所での動物のためのスペース確保や給餌、清掃等に関するルール作りなど、県、保健所設置五市を含む市町村が連携を図りながら避難所等における動物受け入れ体制の整備を推進します。

イ 平常時の準備

- (ア) 県、保健所設置五市を含む市町村、関係団体等が連携を図り、避難訓練や適正飼養講習会等の機会を活用し、動物の飼い主に対して、 災害時の準備についての普及啓発を図ります。
- (イ) 特定動物の飼い主や動物取扱業者に対し、施設設備の保守点検の 徹底と災害時における動物の飼養や移動手段・移送先の確保などに ついて指導します。

施策11 人材育成

現 状

県及び保健所設置五市では、職員、動物愛護推進員等を対象とした講習 会などにより人材育成を図っています。

また、平成19年に、動物愛護管理法第39条に基づき、神奈川県動物愛護管理推進協議会を設置し、動物愛護推進員の活動支援等について協議しています。

課題

- ア 県、保健所設置五市及び関係団体の職員、ボランティア等の知識や技術を全体的に向上させるとともに、関係者のすそ野を広げていく対策が必要です。
- イ 動物愛護推進員等に、その活動に応じた知識や技術の習得及び向上を 図ってもらうことが必要です。

目標

県、保健所設置五市及び関係団体の職員、ボランティア、動物愛護推進 員等の人材育成に努めます。

対 策

- ア 県及び保健所設置五市において、職員の知識や技術の向上を図るため の研修等を行うとともに、動物愛護管理に関する取組み状況などの情報 交換を行うための会議を定期的に開催します。
- イ 動物愛護推進員の知識や技術の習得及び向上を図るため、研修を行います。
- ウ 関係団体等が行う講習会や研修等を支援します。

また、人材に関する情報を、関係者間で共有する仕組みを構築します。

施策12 調査研究の推進

現 状

動物愛護管理に関する調査研究は、関係する分野が多岐にわたっており、 その知見等が体系的に整理されているとはいえません。また動物愛護管理 の推進に必要な科学的な知見等についても不足している状況にあります。

課題

動物愛護管理に関する対策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開が重要であることから、動物の飼養実態を把握するための基礎的なデータの収集や調査研究を推進するとともに、得られた知見等の整理をすることが必要です。

目標

情報収集及び調査研究を推進するとともに、得られた知見等を動物愛護 管理に関する施策に反映します。

対 策

- ア 県、保健所設置五市、獣医畜産系大学、研究機関等が連携し、地域社会と動物に関すること、動物の飼養実態に関すること、飼い主のいない猫の対策に関すること、人と動物の共通感染症に関すること等についての情報収集や調査研究に取り組みます。
- イ 調査研究等により得られた科学的な知見等について、県民への情報提供及び施策への反映に努めます。

第4 計画の推進

1 計画の周知

この計画を市町村、関係機関及び関係団体に周知するとともに、広報紙、ホームページ等により広く県民に周知し、計画に対する理解と協力が得られるよう努めます。

2 市町村との連携の推進

市町村との連絡会議等において定期的な情報交換を行うとともに、動物愛護管理や人と動物の共通感染症に関する新しい知見等の情報提供を行い、市町村の取組みを支援します。

3 関係団体等との連携の推進

動物に関する具体的な課題に対応するため、ボランティア、関係団体、教育機関、動物愛護推進員等との連携体制を整備します。

4 県及び保健所設置五市の取組み

県及び保健所設置五市においては、それぞれの取組み状況に合わせ、必要に応じて具体的な目標等を定めた実施計画等を策定し、計画の達成に向けて取り組みます。

5 県民の意見反映

広く県民から動物愛護管理に関する意見を受け、寄せられた意見の施策への反映に努めます。

6 施策の進捗状況の検証と計画の見直し

施策の進捗状況については、年度毎に分析、検証を行います。

また、計画は定期的な検証、社会情勢の変化等を踏まえ、5年後を目途に 見直しを行います。

参考資料

用語集

〇 犬猫等健康安全計画

動物愛護管理法第10条第3項により、犬猫等販売業者が作成しなければならないと規定される計画のこと。販売の用に供する幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備、販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱いその他環境省令で定める事項を記載する。

〇 犬猫等販売業

犬又は猫その他環境省令で定める動物(以下この項において「犬猫等」という。H25年9月現在、犬及び猫以外の動物は定められていない。)の販売を業として行うことをいう。動物愛護管理法第10条第3項の規定により、この業を営もうとする者は、販売の用に供する犬猫等の繁殖の実施の有無及び犬猫等健康安全計画を知事等に届け出なければならないと規定されている。

〇 狂犬病

人と動物の共通感染症の1つで、狂犬病ウイルスが原因。哺乳類全般に感染し、狂犬病に感染した動物にかまれることなどにより、人にも感染する。 人や犬では、発病した場合の死亡率はほぼ100%である。

3 Rの原則

国際的に普及・定着している実験動物及び実験動物の福祉の基本理念のことで、Russell & Burchによって1959年に提唱された。代替法の活用(Replacement)使用数の削減(Reduction)、苦痛の軽減(Refinement)と、頭文字が3つともRであることから、3R(さんあーる)の原則という。

〇 所有明示

狂犬病予防法に基づく犬への鑑札の装着や、動物への迷子札やマイクロチップ等の装着により、動物の所有者の情報を示すこと。

〇 第一種動物取扱業

動物の販売、保管等を業として行うことをいう。動物愛護管理法第10条第 1項によりこの業を営もうとする者は、知事等の登録を受けなければならない と規定されている。事業所ごとに動物取扱責任者の設置義務がある。第一種 動物取扱業には、次の種別がある。

・・販売

動物の小売や卸売、それらを目的に繁殖や輸出入を行うことを業とする もの。ペットショップ、ブリーダー、インターネット等による通信販売な ど。

貸出し

動物を貸すことを業とするもの。ペットレンタル業者など。

・保管

動物を預かることを業とするもの。ペットホテル、ペットシッターなど。

訓練

顧客の動物を預かり、訓練を行うことを業とするもの。調教業者など。

展示

動物を展示することを業とするもの。動物園、水族館など。

・ 競りあっせん業

動物を売買する者のあっせん会場を設けて競りの方法により動物の売買 を行うことを業とするもの。動物オークションなど。

· 譲受飼養業

動物を有償で譲り受けて飼養することを業とするもの。老犬ホームなど。

〇 第二種動物取扱業

営利を目的とせず、飼養施設を設置して一定以上の動物を取り扱う業をいう。動物愛護管理法第24条の2により、この業を営もうとする者は、知事等に届け出なければならないと規定されている。動物愛護団体のシェルター、公園内のミニ動物園など。

〇 動物愛護推進員

動物愛護管理法第38条に基づき、地域における動物の愛護の推進に熱意と 識見を有する者のうち、知事等から委嘱を受けて、犬、猫等の愛護と適正飼 養の重要性などについて住民の理解を深める等の活動を行う者をいう。動物 愛護管理法に定められた活動としては次のものがある。

- ・ 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- ・ 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- ・ 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に 適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- ・ 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が 行う施策に必要な協力をすること。
- ・ 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護 等に関する施策に必要な協力をすること。

〇 動物取扱責任者

第一種動物取扱業の施設において、その業務を適正に実施するために動物 取扱業者が事業所ごとに選任する者。動物愛護管理法第22条の規定により、 知事等が実施する動物取扱責任者研修の年1回以上の受講が義務付けられて いる。

〇 動物の収容

県及び保健所設置五市のセンターにおいて動物を収容すること。収容動物の内訳は所有者から引き取った動物と、所有者不明の動物である。

〇 動物の譲渡

センターが収容した動物について、新たな飼い主に譲ること。

・譲渡率

センターが収容した動物に対する、県民や動物愛護団体等に譲渡した動物の割合のこと。

〇 動物の返還

センターが収容した所有者不明の動物を、飼い主に返すこと。

・ 返還・譲渡率

センターが収容した動物に対する、返還又は譲渡した動物の割合のこと。

• 返還率

センターが収容した所有者不明の動物に対する、返還した動物の割合のこと。

〇 特定動物

動物愛護管理法第26条により、トラ、ニホンザル、タカ、ワニ、マムシなど人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがあるとして規定された動物のこと。(平成25年9月現在約650種)特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、知事等の許可を受けなければならないと規定されている。

〇 猫ひっかき病

人と動物の共通感染症の1つで、バルトネラ菌が原因。菌は猫の歯や爪に付着し、人は猫にかまれたり、ひっかかれたりすることにより感染する。

〇 パスツレラ症

人と動物の共通感染症の1つで、パスツレラ菌が原因。菌は犬や猫の口腔内に常在し、人はこれらにかまれることにより感染する。

〇 人と動物の共通感染症

人と動物とに感染性を示す感染症の総称。「人獣共通感染症」、「動物由来感染症」、「ズーノーシス」ともいう。世界保健機関(WHO)では、ズーノーシスを「脊椎動物と人の間で自然に移行するすべての病気または感染」と定義している。

〇 負傷動物等

道路、公園その他の公共の場所において、疾病にかかり、又は負傷した犬、 猫等の動物。動物愛護管理法第36条により負傷動物等の発見者は、飼い主等 に対して通報するよう努めなければならないと規定されている。

○ マイクロチップ

2mm×12mmの生体適合ガラスで覆われた電子標識器具で、15桁の数字が電子データとして書き込まれている。獣医師が動物の皮下に注入する。電子データは専用のリーダー(読取機)で感知して読み取る。飼い主の住所・氏名・連絡先等はデータベースへ登録しておく必要がある。